社会福祉法人 慶生会 定款

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ロ) 老人介護支援センターの経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (二) 身体障害者デイサービスセンターの経営
 - (ホ) 老人短期入所事業の経営
 - (へ) 生計困難者に対する支援相談事業の経営
 - (ト) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - (チ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (リ) 保育所の経営
 - (ヌ) 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人慶生会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果 的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提 供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって 地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を大阪府大阪市生野区巽東4丁目11番10号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員 選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、事務局員2名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び 不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行 う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関す る定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務 を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員は無報酬とする。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第一○条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (2) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (3) 定款の変更

- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分
- (6) 社会福祉充実計画の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議 員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議 員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数 を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠 に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

- 第一五条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第一六条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務 を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の 業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の 職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第一九条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員 に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のも のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の 決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する ことができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第二二条 理事及び監事は無報酬とする。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

- 第二三条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、

理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるもの については理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第二六条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第二七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過 半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第二八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び 収益事業用財産の四種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 大阪府大東市野崎 3 丁目 324 番 1 100⁴⁹ m² 大阪府大東市野崎 3 丁目 325 番 2 350⁴¹ ㎡ 大阪府大東市野崎 3 丁目 325 番 4 109^{09} m^2 大阪府大東市野崎 3 丁目 1034 番 198^{34} m² 大阪府大東市野崎3丁目324番3 201^{73} m² 大阪府大東市野崎3丁目324番4 100 m^2 大阪府大東市野崎3丁目324番5 74^{99} m² 25^{60} m² 大阪府大東市野崎3丁目325番5 大阪府大東市野崎3丁目325番6 100 m^2 大阪府大東市野崎3丁目328番5 109 m² 大阪府大東市野崎3丁目325番1 426 m^2 大阪府大東市野崎3丁目325番3 $343 \quad \text{m}^2$ 大阪府大東市野崎 3 丁目 326 番 525 m^2

所在特別養護老人ホーム和光苑敷地 13 筆(2,66365平方メートル)

(2) 大阪府大東市野崎 3 丁目 325 番地 2

325 番地 4

1034 番地

325 番地 6

325 番地 5

324 番地 5

324 番地 4

324 番地 3

325 番地 3

325 番地 1

326 番地

所在の特別養護老人ホーム和光苑苑舎鉄筋コンクリート造 アルミニューム板葺陸屋根地下1階付3階建

床面積 1階 1,76892平方メートル

2階 1,40171平方メートル

3階 64660 平方メートル

地下1階 31713平方メートル

合 計 4.134³⁶ 平方メートル

(3) 大阪市生野区巽東 4 丁目 77 番地の 2 所在の特別養護老人ホーム瑞光苑 苑舎鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺 5 階建 床面積 1 階 1,408⁴⁶平方メートル 2階 1,11568平方メートル

3階 1,12916平方メートル

4階 1,12916平方メートル

5階 665% 平方メートル

合 計 5,448³⁶ 平方メートル

(4) 大阪府大東市北条 7 丁目 1176 番 4 205¹⁰ ㎡ 大阪府大東市北条 7 丁目 1176 番 5 543 ㎡

大阪府大東市北条 7 丁目 1177 番 3 124⁰⁷ m²

所在の和光苑北条ふれあいホーム敷地3筆(87217平方メートル)

(5) 大阪府大東市北条7丁目1176番地4

大阪府大東市北条7丁目1176番地5

大阪府大東市北条7丁目1177番地3

所在の和光苑北条ふれあいホーム苑舎鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建

床面積 1階 44007平方メートル

2階 34121平方メートル

3階 33121平方メートル

4階 28948 平方メートル

5階 28615平方メートル

合 計 1,68812平方メートル

(6) 大阪市中央区上町1丁目20番3 260⁶³ ㎡ 大阪市中央区上町1丁目20番4 91¹⁴ ㎡

所在の慶生会上町みどり保育園敷地2筆(35177平方メートル)

(7) 大阪市中央区上町1丁目20番地3

大阪市中央区上町1丁目20番地4

所在の慶生会上町みどり保育園 鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建

床面積 1 階 231⁰⁴ ㎡ 233⁶⁷ ㎡ 3 階 233⁶⁷ ㎡ 4 階 172⁶¹ ㎡ 5 階 56⁹⁴ ㎡ 927⁹³ ㎡

(8) 大阪市東成区深江北1丁目9番3 2,975²⁵ m² 所在の特別養護老人ホーム称揚苑敷地1筆(2,975²⁵ 平方メートル)

(9) 大阪市東成区深江北1丁目9番地3

所在の特別養護老人ホーム称揚苑 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建

床面積 1階

 1.415^{94} m^2

 2階
 1,524⁴⁰ m²

 3階
 1,524⁴⁰ m²

 4階
 1,530⁵⁵ m²

 合計
 5,995²⁹ m²

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業及び第三七条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手 続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第三〇条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会 の承認を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に 掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。
 - 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が 行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当 該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ 民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第三一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確 実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の 議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第三二条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の

書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、 理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 居宅介護支援事業
 - (2) 介護・福祉に従事する介護員等の教育・研修及び養成事業
 - (3) 有料老人ホーム事業
 - (4) 訪問看護事業
 - (5) 介護予防訪問看護事業
 - (6) 介護予防支援事業
 - (7) 地域包括支援センターの受託経営
 - (8) 福祉用具貸与事業
 - (9) 特定福祉用具販売事業
 - (10) 介護予防福祉用具貸与事業
 - (11)特定介護予防福祉用具販売
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 収益を目的とする事業

(種別)

- 第三七条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。
- (1) 生活援助事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第三八条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第九章 解散

(解散)

第三九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの 解散事由により解散する。 (残余財産の帰属)

第四〇条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

- 第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人慶生会の掲示場に掲示するとともに、官報、 新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 永井 政一

理 事 瀬戸 正二

ル 岩田 克夫

ル 片上 逸麿

ル 小宮 重之

ッ 大角 博宣

ル 水井 正美

監事竹本栄"米田淳一

変更後の定款は平成29年7月6 日から施行する